

奈良学園登美ヶ丘中学校・高等学校 生徒会会則

前文

我々は、奈良学園登美ヶ丘中学校・高等学校の生徒として、自治の精神に則し、正義と良識のもとに民主的な協議に基づいて生徒会が運営されることを願い、ここにその最高規約として奈良学園登美ヶ丘中学校・高等学校生徒会会則を定める。

第1章 総則

第1条 本会は、奈良学園登美ヶ丘中学校・高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は、生徒の責任ある自治的運営により、自主的学習を保障し、生徒間の親睦をはかり、全生徒の学校内外における生活の向上・発展及び責任と自覚に基づく自由な活動に寄与することをもって目的とする。

第3条 本会は、奈良学園登美ヶ丘中学校・高等学校の全生徒をもって組織する。

第2章 会員

第4条 会員は、本会の目的達成のために努力しなければならない。

第5条 会員は、選挙規定の定めるところにより、生徒会役員の選挙権及び被選挙権を有する。

第6条 会員は、会費を定められた期日までに納入するものとする。

第7条 会員は、本会の規定に従わなければならない。

第3章 生徒会役員

第8条 本会は、生徒会役員として、生徒会長（1名）・生徒会副会長（中高各1名）・生徒会書記（中高各1名）・生徒会会計（中高各1名）及び管理委員（3名以上）をおく。

第9条 生徒会役員の任期は、1年とし、毎年10月または11月に選挙により改選する。

第10条 各生徒会役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 生徒会長は、生徒会を代表し、生徒大会の招集・運営、その他会務全般の統括を行う。
- (2) 生徒会副会長は、生徒会長を補佐し、会長不在の場合はその任務を代行する。
- (3) 生徒会書記は、生徒大会の議事録を作成し、下記の事項を記入し、これを保管する。
 - ・開催日時
 - ・出席人数
 - ・議題
 - ・討議における全発言
 - ・表決内容及び結果
 - ・その他議長の指示する事項
- (4) 生徒会会計は、予算の作成、予算の執行に関する事務及び決算報告書の作成を行う。またその詳細は、会計規定として別に定める。
- (5) 管理委員並びに管理委員会は、生徒会役員の選挙について告示その他の管理活動を行い、選挙結果を公示する。また、会計監査を行い、その結果を生徒大会に報告する。

第4章 組織

第1節 通則

第11条 本会は、第2条の目的達成のために、次の機関をおく。

- (1) 生徒大会
- (2) 総務委員会
- (3) 専門委員会
- (4) 管理委員会

第12条 生徒会長、生徒会副会長、生徒会書記、生徒会会計、管理委員、各専門委員は相互に兼任することはない。

第2節 生徒大会

第13条 生徒大会は、本会の最高議決機関であり、生徒会長がこれを招集する。

第14条 生徒大会は、本会の全生徒をもって組織する。

第15条 生徒大会は、全会員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

第16条 生徒大会は、次の場合に招集される。

- (1) 総務委員会が必要と決めた場合
- (2) 全会員の10分の1以上の連署をもって、生徒会長に要求があった場合

第17条 前条第1号・第2号の場合、生徒会長は2週間以内に生徒大会を招集しなければならない。

第18条 生徒大会の議事日程は、生徒会長が決定し、7日前までに告示しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

第19条 新たに選出された生徒会役員・専門委員長は、その決定後の最初の生徒大会で紹介される。

第20条 生徒大会は、次の事項について議決する。

- (1) 活動方針
- (2) 予算
- (3) 決算及び会計監査の報告
- (4) 会則の改正
- (5) その他の重要事項

第21条 生徒大会の議長は、総務委員会が協議して推薦する者が、生徒大会の承認を得て行う。

第22条 生徒大会の議長は、議事を進める上で次の者がある場合は、その行為の中止を命じ、または退場を命じることができる。

- (1) 反則的行為のあった者
- (2) 故意に議場を混乱に陥れた者

第23条 生徒大会は、出席会員の過半数の賛成をもって決議し、可否同数の場合は、議長の決定による。ただし会則改正に関しては本会則第6章、クラブの結成に関してはクラブ規定第3章の規定による。

2. 議長の議事進行に異議がある場合は、動議を提出する。動議が提出された場合、動議を生徒大会に諮らなければならない。

3. 議長・副議長の解任動議が提出された場合は、管理委員会委員長が臨時議長としてこの動議を扱う。

第24条 表決の方法は、次の4通りとし、議長がこれを決定する。

- (1) 挙手または起立
- (2) 無記名投票

(3) 記名投票

(4) 異議の有無の確認

第25条 発言は、議長の許可を得て行わなければならない。また発言はその中途において妨げられることはない。

第26条 議長及び書記は、投票による場合を除き表決権を持たない。ただし、可否同数の場合は、第23条の規定による。

第3節 総務委員会・専門委員会

第27条 総務委員会は、本会の最高執行機関であり、常に会員の自治意識の高揚、自治活動の強化発展を期さなければならない。

第28条 総務委員会は、生徒会長、生徒副会長、生徒会書記、生徒会会計及び各専門委員長をもって組織し、生徒会長を含む3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。また、総務委員会の議長は、生徒会長が行う。

第29条 総務委員会における生徒会長、生徒副会長、生徒会書記の任務は、次のとおりとする。

- (1) 生徒会長は、総務委員会を代表し、会務全般を統括する。
- (2) 生徒副会長は、生徒会長を補佐し、生徒会長不在の場合は、その任務を代行する。
- (3) 生徒会書記は、総務委員会の議事録を作成する他、本会の活動全体の記録を司る。議事録記入事項は、第10条(3)のそれと同じとする。

第30条 専門委員会とは、ホームルーム、文化、体育、保健、環境、図書、放送委員会の7つの委員会をいう。その各々の任務は、概ね次のとおりとする。

- ・ホームルーム委員会……ホームルームの種々の事務。授業準備の補佐等。
- ・文化委員会……文化祭等の企画・運営。文化系クラブ・同好会の、総務委員会・生徒大会に先立つ審査・認定。
- ・体育委員会……運動用具の管理、校内競技会の企画・運営。体育系クラブ・同好会の、総務委員会・生徒大会に先立つ審査・認定。
- ・保健委員会……保健行事の企画・運営。生徒の健康課題の調査・啓発。
- ・環境委員会……生徒の学校内外における生活問題の調査・啓発、並びに清掃計画及び指導。清掃用具の分配・管理。
- ・図書委員会……図書室の図書についての管理及び広報。
- ・放送委員会……校内放送や放送室の管理。諸行事の放送。

2. クラブ・同好会に関する事項は、別にクラブ規定及び会計規定の定めるところによる。

第31条 各専門委員会は、各委員総数の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

第32条 各専門委員は、各クラスより2名ずつ選出する。ただし特別の事由がある場合、総務委員会の承認を得た場合のみ、人数の追加を認める。

第33条 各専門委員の任期は半年とし、毎年年度初（4月または5月）と10月または11月に改選する。

第34条 各専門委員長（1名）・副委員長（1名）及び書記（1名）は、各専門委員によって互選される。

2. 正副専門委員長は、それぞれの専門委員会の任務を統括し、書記は、議事録の作成・記入・保管を行う

。

第35条 総務委員会は、次の場合招集される。

- (1) 生徒会長が必要と認めた場合
- (2) 総務委員3名以上が連署をもって生徒会長に要求した場合

第36条 総務委員会は、出席委員の過半数をもって決議し、可否同数の場合は、議長の決定による。

第4節 管理委員会

第37条 管理委員長（1名）は、管理委員会で互選される。

第38条 管理委員会は、選挙に必要な経費を総務委員会に請求することができる。

第39条 選挙に関する詳細は、選挙規定として別に定める。

第5章 リコール

第40条 本章においてリコールとは、会員の請求に基づく解職をいう。

第41条 生徒会役員については、その任期中にリコールを行うことができる。

第42条 リコールは、全会員の5分の1以上の連署をもって管理委員会に請求される。

第43条 前条の請求があった時、管理委員会は、3日以内に会議を開いてこれを審査し、請求に不備を認められない場合、直ちに請求の要旨を公表し、信任投票の告示をしなければならない。

第44条 前条の信任投票は、告示の日から1週間以内に行わなければならない。

2. リコールは、この投票における全会員の過半数の不信任をもって成立する。

第45条 管理委員に対するリコール請求が行われた場合、当該管理委員を除く管理委員会がこれを取扱う。

2. 管理委員全員に対するリコール請求が行われた場合、総務委員会が代行してこれを取扱う。

第46条 リコールが成立した場合、当該者は直ちにその役職を失い、その任期中復職する権利を失う。

第47条 リコール成立に基づく欠員の補充については、選挙規定として別に定める。

第48条 各専門委員長については、総務委員会の過半数による決議によって、または当該委員2名以上の提議によって、または全会員の5分の1以上の連署を生徒会長に提出することによって、各専門委員会にその長の改選の検討を要求することができる。

2. この要求を受けた専門委員会は、要求を受けた日から1週間以内に会議を開いて委員長の改選を検討する。
3. 改選を行う場合は、当該専門委員会における互選による。
4. その結果は、直ちに生徒会長に報告しなければならない。改選が成立した場合及び会員の連署に基づく改選の検討が行われた場合、生徒会長は、その経緯（概略）及び結果を公示しなければならない。

第6章 会則改正

第49条 本会別及び付随する諸規定の改正は、総務委員会各委員総数の3分の2以上の賛成をもって総務委員会が発議し、生徒大会に提案して、全会員の3分の2以上の賛成をもって承認される。

第7章 補則

第50条 生徒会の議決事項は、校長の承認を経て効力を生じる。

第51条 生徒会役員は、校長が承認して任命する。

第52条 本校の教員は、生徒会各会の活動について、指導と助言を行う。

附 則

本会則は、生徒大会において承認された日の翌日から施行する。

2013年2月27日、第3節第30条を一部改正。

2017年4月20日、第8条を一部改正。

2021年11月25日、第32条を一部改正。